原判決を破棄する。 被告人A、同A1を各懲役八月に、被告人A3を懲役四月に処する。 ただし、被告人三名に対し本裁判確定の日より各二年間右刑の執行を猶

予する。

理 由

本件控訴の趣意は、検察官提出の佐賀地方検察庁検察官検事伊津野政弘名義の控訴趣意書に記載されたとおりであり、これに対する答弁は、弁護人谷川宮太郎、同斉藤鳩彦連名の答弁書に記載されたとおりであるから、いずれもここにこれを引用する。

これに対する当裁判所の判断は、次のとおりである。

第一節 被告人A、同A1に対する威力業務妨害被告事件関係

ところで、原判決は、ピケツテイングの許容される限界について、「争議行為の 本質は、単なる労務提供義務の不履行ではなく、勤労者が使用者の正常ところで、それが権利として許容されると解することに求めらる、べきであつて、それが権利として許容されると解するると解すがあると解すいめられる必要最少限度のものでなければならず、特に勤労者で制度は合理性の認められる必要最少限度のものでなければならず、特に勤労者で制度は一般ではないから、制限を受けることは、必要特に対し、当該事業に即して、争議行為とは、争議行為に関係を制度に対して、当該事業に即して、争議行為発生の経過、争議行為にに対して、対働組合活動に当然に包含される行為のごときは、正当な争議行為に関係である。」「争議行為は、労働者が集団的に対象とならないと解すべきである。」「争議行為は、労働者が集団的条件その対象とならないと解すべきである。」「争議行為は、労働者が集団的条件その世界者の業務の正常な運営を阻害することにより、使用者との労働条件その の交渉において実質的な対等を確保しようとする同盟罷業をその典型とするが、これに対して使用者がその効果を減殺するため代替労務者を就労させ、操業を継続しようとする場合には、これに対抗し同盟罷業の実効性を確保するなどの補助手段としてピケツテイングが行われる。ピケツテイングは、このように使用者の操業継続に対する労働者の対抗手段であるから、当然にその態様は多様であり、流動的であって、いわゆる平和的説得もその一つの態様であるが、それに限られず、ある程度の実力行使に出ることも場合によつては許容されると解する。」と判示している。しかし、公共企業体等労働関係法(以下公労法という。)一七条一項は、公共企

。企業のは、のでして、 、人のはしも右和〇二員を対して、 、人のはしも右和〇二員を対して、 、人のはしも右和〇二員を対して、 、人のはしも右和〇二員を大力で、 、人のはしも右和〇二員を大力で、 、人のはしも右和〇二員を大力で、 、人のは、うっとし、とないた、 、大力で、とないた、労働組では、ので、とない、 、大力で、とない、とない、とない、 、大力で、とない、とない、とない、 、大力で、とない、とない、 、大力で、とない、とない、 、大力で、とない、 、大力で、とない、 、大力で、とない、 、大力に、 、大

してみれば、原判決が同盟罷業の実効性確保を理由として、右の特段の事由の有無にかかわらず、一般的に実力の行使によるピケツテイングを是認し、また、原判示 C機関士が動労組合員であるから本件職場集会に参加すべき義務があつたと判示したのは、動労のように公労法の適用を受ける公共企業体の組合に関する限り正当ではなく、原判決は、既にこの点において、公労法ならびに労働組合法一条二項の解釈適用を誤つたものといわなければならない。

この点に関し、原判決は、労働組合法一条二項の適用との関係で、特に考慮すべき事情の一として、「本件職場集会は、B1当局に対する安全輸送対策の確立及び 検修合理化計画撤回要求を中心とする、動労組合員の労働条件改善などを目的とし た動労の全国的争議の一環として行なわれたのであり、もとよりその目的において 違法なものということはできないのみならず、本件争議に至つた経過においても、 動労側に信義則違反などとして非難すへき状況があつたことをうかがわせるような 証拠はない。かえつて、B1当局において前記(第二、一、2)のように、「B1 近代化等に伴う事前協議に関する協定」の趣旨に反し、動労との意見の一致をみな いうちに、D、D1、D2等で、車検答申案を具体化するなど誠実さに欠け、動労 を本件争議のような形での実力行使にいわば追い込んでしまつたとの批判を受けて も止むを得ないと思われる事情が存する。」と判示している。

しかしながら、仮りに、原判決がいうように、同鉄当局に不誠実な背信的行為があったとしても、それは、基本たる争議行為の違法性を軽減する事由とはなり得ても、それに付随して行われたピケツテイングの違法性が同様に軽減されると即断することは誤りてあつて、その態様の如何によつては刑事法上可罰的違法であることは十分考えられるのであるから、本件においても、ピケツテイングの違法性の程度如何は、それ自体として、また別個に諸般の事情を考慮して判定されねばならないの違法性とを混同した誤りがあるといわねばならない。

のみならず、原判決が右のようにB1当局側に不誠実な背信的行為があつたと認 定したのは、専ら弁護側証人である原審証人C1の証言およひ被告人A、同A1の 原審各供述によるものであり、かかる一方的な証拠のみによつて右のように認定し たのは早計であるといわねばならない。却つて当審事実取調の結果によれば、必ず しもその様に即断できないのである。すなわち、原判示の昭和三六年三月一五日付 「B1近代化等に伴う事前協議に関する協定」(当審で検察官提出)にいう「B1 近代化等を行う場合は、甲(B1)は、可及的すみやかに計画中のものを含めてその内容を提示し、乙(B2労働組合)と事前に協議する。この協議は、相互の了解 をはかることを目的とする。」「近代化等に伴い労働条件に変更がある場合は、甲 は計画中のものを含めてその概要を提示し、事前に団体交渉を行い、双方意見の一 致を期するものとする。」旨の条項の解釈については、労使双方の見解が対立して いるのであつて、組合側は、「B1の近代化等や労働条件の変更は、当局と組合の 相互の了解ないし意見の一致がなければ実施しないとの趣旨である」と主張し、当 局側は、「近代化等の実施や推進に当つていたずらな紛争を回避して円滑に進みたいので、公労法にいう管理運営事項についても、計画中のものを含めて事前に協議 し、組合の意見は尊重するが、意見の調整が不可能であれば、当然一方的実施もあ り得る。労働条件についても、意見の一致を見るのが望ましいが、しかし全てにつ いて一致しなければ実施できないというのではなく、最終的に調整できなければ、 一方的実施もあり得るが、努めて意見の一致を期したい。」との趣旨であると主張 していたこと、B1当局は、原判示車両検修委員会(以下車検委という。)の答申に基づき、昭和三八年六月に動力車基地の整理統合についての当局の方針を動労に 提示し、D1、D両機関区の整理統合についても、同年一〇月から実施の方針を提示して、動労と事前協議を重ねていたのであるが、動労側では、頭から全面的に車 検委の方針自体の撤回基地の整理統合の廃止、車両検査修繕方式は現行通りとする ことを主張して譲らず、右協議中に、動労は、B1当局が前記事前協議協定に違反 して一方的に基地の整理統合を行うものであるとし、自己の要求の貫徹を期して本件争議行為に突入した形跡さえ認められること(以上は、当審証人C2、同C3に対する各尋問調書の各供述記載と当審証人C4(第八回、第九回)の供述記載により認定する。)に徴すれば、原判決が、B1当局に右協定の趣旨に反し不誠実な背 信的行為かあつたと非難したのは、正当とはいえない。

そこで、さらに進んで本件ピケ行為の態様について検討する。

原判決が、「本件争議行為にいたる経緯」「本件争議行為の内容」において掲げる各証拠および当審事実取調の結果を合わせ考えると、次の事実が認められる。(1) 動労は、昭和三八年六月第一四回定期大会において、B1当局に対して、B1等の確立及び車両検査修繕の合理化計画の修正・阻止を求めるためのような、次いで同年一〇月第四〇回中央委員会において決定された斗争方針に従つて、B1当局に申入れを行い団体交渉を行つて、おり、受益の見通しがたたないまま、同年一一月二六日全国組織部長会議を開きいて、妥結の見通しがたたないまま、同年一一月二六日全国組織部長会議を開き、(イ)安全輸送の根本的な対策の確立等、(ロ)車検委の方針の撤り、自標を、(イ)安全輸送の根本的な対策の確立等、(ロ)車検委の方針の協力車基地廃止反対と組合要求の協定化、(ハ)週四二時間の時短実施、(まま当昇給新賃金の獲得、(ホ)給与並びに労働条件諸懸案事項の解決、とするとを確認すると共に、同年一二月一三日前後及び二〇日前後に二時間の勤務時間内

職場集会を実施することを決定し、次いで同年一二月三日中央執行委員会を開き、同月一三日午后七時を基準とする二時間の職場集会を実施すること、参加対象者 は、当日指定箇所の実施時間帯に出勤し又は勤務中の動力車乗務員及び非乗務員と すること、指定個所は、函館、盛岡、D、D1、稲沢第二、D2、鳥栖の各駅とす ること、実施方法の細部については、動労中央本部から派遣する中央執行委員が其 体的に現地で指示することとする、等を決定し、同月五日付でその旨の本部指令一 八号を発すると共に、同月一一日から同月一三日にわたりB1当局との間で団体交 渉を行つたが、二二日夕刻交渉は一時決裂した。

当時動労の中央執行委員で動労本部から鳥栖駅の斗争責任者として 被告人Aは、 派遣され、現地到着後、同月一二日午后四時四〇分ころ鳥栖機関区長に対し、翌一

三日午后七時から二時間職場集会を実施する旨通告した。

一方日1日3(以下日3という。)は、動労が同月一三日鳥栖駅で二時 間の勤務時間内職場集会を実施する旨の情報に接し、その対策を検討した結果、管 理局長名をもつて同月一〇日B4地方本部執行委員長に対し、右集会は、違法であ るから、直ちに計画を中止するよう申入れ(昭和四五年当庁押第五〇号の符の四) ると共に、機関車乗務員が勤務につかない場合に備え、管内から二六名の指導機関 士を集め、これを業務命令で代替乗務員として鳥栖駅に出張させること、鳥栖駅に 現地対策本部を設置して本部長にB3運輸部長C6をあてること、動労組合員のピ ケによる列車の運行妨害その他正常な運行が阻害される不測の事態に対処するた め、鳥栖公安室長C5を指揮者とする鉄道公安職員合計約二〇〇名を動員し、警備 に当らせること等を決定した。

現地対策本部長のC6は、一三日の当日現地に赴き、事前対策を協議し、午后六 時頃鉄道公安職員約二〇〇名を警備のため鳥栖駅構内数ケ所に配置させたが、その 頃には、後記のように、動労組合員約七〇〇名か同駅機関区事務所前広場に集合し ている旨の情報に接し、数においては約二〇〇名の公安職員では到底及ばないの で、C6本部長において、佐賀県警察本部に警察官の出動を要請した。

午后五時四〇分ころ鳥栖駅構内機関区事務所前広場において、 地方本部をはじめ動労西部地方評議会傘下の能本、大分、鹿児島、広島各地方本部 から集まつた合計約七二〇名の動労組合員らによるいわゆる決起集会が開かれた。 被告人Aが右組合員らに対し当局との交渉経過を報告して演説し、動労西部地方評議会議長である被告人A1が、今後の行動の指示を与え、次いで右組合員らは五つ の行動隊に編成され、それぞれ責任者の指揮によつて午后六時二〇分ころ配置につ

その配置については、原判決は故意に認定を避けているが、その配置についた場 所と人数は、原審証人C7の証言(記録二冊六六一丁以下)によれば、次のとおり である。

第一行動隊 第二行動隊 約一二〇名 約二〇〇名 東出区線 機留線

行動隊責任者は、動労B4支部執行委員長A2である。 三行動隊 約二〇〇名 第一ホーム 第三行動隊

第四行動隊 約一〇〇名

行動隊責任者は、被告人A1である。

約一〇〇名 第三ホーム 第五行動隊

そしてピケ隊員の服装は、大部分がアノラツクを着てタオルやマスクで覆面して いた。

長崎本線の上り列車は、蒸気機関車を牽引車として進行してくるが、 (4) 栖駅において電気機関車と取り替えられて発車する列車が多く、その時には蒸気機 関車(以下、着機という。)の客車からのとりはずしと、電気機関車(以下、発機という。)の客車への連結作業が行われることになつていた。後述の「B5」号、 「B」号も同様である。

(5) A 2が指揮する第二行動隊約二〇〇名は、同日午后七時二二分着、午后七時三〇分発の上り急行、第二〇六列車「B」(長崎発京都行き)の発機が留置さ れている同駅機留線に至つて数列となり、その最前列が右発機の進路前方軌条の両 外側枕木付近(いわゆる車両接触限界内)に、スクラムを組んで向い合つて立ち並 び、全員が労働歌を唱和したりして気勢をあげた。

C6対策本部長は、前述のように多数の動労組合員が駅構内に立入つたこと、 后七時から九時までに勤務すべき機関車乗務員が動労側によつて市内某所の旅館に 軟禁されていること、およひ前記「B」号を運転すべき機関車乗務員が当日出勤し ていない旨の報告を受けるや、前述二六名の代替乗務員の一人であるC機関士(B4機関区所属の指導機関士であるが、動労組合員である。)に対し、右発機を運転するよう命令し、自己が先頭に立つて、同機関士が動労組合員らによつて連れ去られないように、数十名の鉄道公安職員に擁護させながら同機関士を誘導し、「B」号発機に乗車させた。

右乗車は、スムーズに行われトラブルはなかつた。右公安職員らは、そのまま右発機周辺の警備に当つた。被告人Aと右A2らは、C6に対し、乗務したのは正規の乗務員であるか否的を問い、また、安全運転確保のため通常出区に際し当務機関士が行う出区点検をC機関士に行わせること、警察官を労働争議に介入させるおけれた。そして、第一ホームからかけつ第三行動隊の一部約一〇〇名も、第二行動隊に加わり、合計約三〇〇名が、前記のように、「B」号発機進路前方軌条の両外側枕木付近に向い合つてスクラムをおりに、「B」号発機進路前方軌条の両外側枕木付近に向い合つてスクラムを組み気勢を上げた。これに対し、当局側は、C6や向駅首席助役らが、再三にわたつ気勢を上げた。これに対し、当局側は、C6や向駅首席助役らが、再三にわたて、独合員らに対し退去要求を行ない、もし応じなければ実力で排除する旨通ころに大時五〇分ころ首席助役が被告人Aに対し、口頭で、さらに午后七時過ころに大きで申入れたが、被告人Aはこれを受取らないし、組合員らは全くこれに応じなかつた。

(6) 右状態が継続している中に、午后七時二〇分ころ、定刻より一〇分遅れて上り急行第二一〇旅客列車「B5」号が第一ホームの上り一番線に到着した。すると、第二ホームにいた被告人A1を指揮者とする第四行動隊約一〇〇名は、ホームから線路に降り線路を横切つて、「B5」号着機の進路前方や第一ホームの着機面側面、第一ホームと反対側の着機西側面に移動した。それと共に、「B」号発機の機留線にいた労組員の一部が、「B5」号着機の進路前方に移動した。そして多の機留線にいた労組員の一部が、「B5」号着機の進路前方に移動した。そのであり、号着機の西側面には労組員二、三〇名位が着機に極く接近して着機の方とともに、ワッショイのかけ声をあげたり、労働歌を唱和し、右着機進路前方に移動した、ワッショイのかけ声をあげたり、労働歌を唱和し、右着機進路前方に移動したは合員約二〇〇名位は、二重、三重となり、その最前列が軌条両外側枕木付近に向い合つてスクラムを組み、全員で気勢をあげた。

い合つてスクラムを組み、全員で気勢をあげた。
 右着機は、客車から切り離され、発機を連結する作業が直ちに行われ、到着後六分間内に作業終了の予定のところ、右着機の解放が手間どつているのを、機留線の 「B」号発機付近で見ていたС6対策本部長は、右着機周辺のピケの組合員らが解 放作業を妨害しているためだと判断し、鳥栖鉄道公安室長C5に対し、右組合員ら を実力によつて排除するよう命じた。C5公安室長は、鉄道公安職員約四〇名を引 率して右着機西側面に至り、ピケ隊員から四、五米手前付近に位置し、このままで はピケ隊員が車両の接触限界内にいるので着機の発進は危険で不可能であつたか 携帯拡声機でピケの組合員らに対し、鉄道地外に退去するよう勧告し、これに 応じないときは実力で排除する旨警告し、これを三回位くり返した。C8副公安室 長も携帯拡声機で同様に警告を行つた。しかしピケの組合員らは、これに応じなか つたので、C5公安室長は、あとから加つた者も含め合計百数十名の鉄道公安職員に対し、午后七時二八分ころ実力による排除を命じた。そのため、鉄道公安職員は 着機の後方炭水車付近から着機の進路方向へ、実力排除を開始した。その実力排除 というのは、着機西側面に着機に接近して立ち並ぶピケ隊員を着機より離し、ま た、着機の前方に線路内を向いて軌条両外側の枕木付近にスクラムを組んでいたピ ケ隊員に対しては、線路内側から、着機が安全に通行できる車両接触限界外にま で、軌条から約一米位両手などで押し下げ、さらに組合員らが右限界内に近づかないよう線路に沿つて並んだ(いわゆる逆ピケ)。右排除には応援に出動していた警 察官もその後から加わつた。(この排除に際して、後記第二節の被告人A3に関す る事件が発生した。)

「B5」号着機を運転してきたC9機関士(動労組合員)は、鳥栖駅到着直後、運転室に乗り込んできた被告人A1から、「斗争に協力して着機から降りてほしい、もし下車できないなら、しばらく着機を動かさないでほしい」旨要請され、一時はこれに従う気持になつて、逆転器を中央に反転するなど長時間停止するための操作を行つたりなどしたか、その後運転室に乗り込んできた助役から発車を何回も指示されたので、考えを改め、前記のように、ピケ隊員が鉄道公安職員らによって指除されるや、客車から切り離されていた着機を発進させて機関区に入区し、これに代つて、代替乗務員の運転する「B5」号の発機が客車に連結され、「B5」号は、午后七時三三分に、三分増延し定刻より二三分遅れて発車した。

(7) 「B5」号が発車すると、鉄道公安職員らによつて排除されたピケ隊員

の一部が、「B」号発機の機留線に戻り、残留していたピケ隊員と再び合流し、約 三〇〇名となつた。

C6対策本部長は、定刻午后七時二二分着の上り急行列車「B」号が、定刻より遅れてはいるが、その到着の時間が切迫し、「B」号発機を機留線から引上げる必要があるのに、ピケ隊員が前記のような状況で、しかも当局側の再三の退去要求、実力排除の警告にも拘らず退去しないため、午后七時四〇分ころ、鉄道公安職員に対しこれが実力排除を命じた。鉄道公安職員は前記(6)と同様に、軌条両外側の枕木付近にスクラムを組んで立ち並ぶピケ隊員に対し、線路内側から、発機が安全に通行できる車両接触限界外にまで押し下げ、さらに、ピケ隊員が右限界内に近かないように線路に沿うて逆ピケを張つた。この排除には、警察官も加わつた。かくてようやく、C機関士は、「B」号発機を運転し機留線から引上げることか

できた。
(8) 「B」号は、「B5」号の増延のため定刻より約三〇分遅れて、午后七時五二分ころ、第一ホームの上り一番線に到着した。

時五二分ころ、第一ホームの上り一番線に到着した。 すると、被告人Aらは、「B」号着機の運転室に乗り込み、C10機関士外二名の機関助士がいずれも動労組合員であることを確かめたうえ、直ちに下車して職場集会に参加するよう説得したところ、C10機関士ら三名はこれに応じ、直ちに着機より第一ホームに降り、約四、五米歩いて同所にいた第三行動隊員の群れの中にしやがみこみ、第三行動隊員は、これを楕円形状に取り囲んで気勢をあげた。

C6対策本部長は、急を聞いて第一ホームにかけつけ、C5公安室長に対し、ピケ隊を排除しC10機関士らを取り戻すよう指示したので、C5公安室長は、ピケ隊を排除して10機関士らを取り戻すよう指示したので、C5公安室長は、ピケ隊員に「乗務員を出しなさい、出さないと実力行使をする」旨警告したが、これにじないので、その指示により公安職員約六〇名が右ピケ隊員を博多駅寄りと入口で入り、これにも後から警察官の一部が応援に加わった。すると、ピケ隊が分散させられた後にC10機関士と機関助士一名は、ポツンとホーム上に取り残されていた。公安職員は、これを発見し、右両名の両脇をなるようにして着機に乗せ、その乗降口付近や着機周辺の警備に当つた。間もなる、着機は客車から切り離され機関区に入り、これに代つてC機関士の運転する発生により、

一これに対し、被告人名は「突込め。押しつぶせ。お前達田舎の警官は早く帰れ。 俺は東京の警視庁の機動隊を相手にしたAだ。」などと叫んでピケ隊員を指揮激励 したので、ピケ隊員は、これに従い、排除に当つた公安職員や警察官らを押し返す などして抵抗した。しかし順次排除がなされたので、午后八時二八分ごろ「B」号 は、発車合図に従い警笛を二、三回鳴らした後、公安職員らの逆ピケの中を最徐行 で発車し数十米進行した。ところが、排除されたピケ隊員らが、さらに博多駅寄 に移動して公安職員の逆ピケのない地点に再び前同様にスクラムを組んだため、 「B」号は停車した。公安職員らは、再びこれを前同様実力排除したので、「B」 号は約三 四分停車」を後

「B」号は停車した。公安職員らは、再びこれを前同様実力排除したので、「B」 号は約三、四分停車した後、午后八時三二分頃再び再徐行で発車し、次第に速度を あげて鳥栖駅構内を出て行つた。

その結果「B」号は、同駅では、約三二分増延し、定刻より約六二分発車が遅れた。

以上の事実か認められる。原判決中右認定に反する認定は誤りである。

〈要旨〉以上認定のような、本件起訴の対象となつた、被告人A、同A1ら動労組

合員数百名の多数が一番線の</e>
〈/要旨〉「B」号の進路前方軌条両外側の枕木付近(いわゆる車両接触限界内)に線路に沿つてスクラムを組んで立ち並んだ本件ピケ行すは、原判決がいうように、被告人Aら組合役員が、C機関士を職場集なくると、客観的に見ても「B」号の発車を妨害するものであつて、代替乗りであるといる。とはであるといるである。とせるものであるとが書したものの発車を好きます。ことは、ことは、ことは、ことは、ことは、ことが書きない。の時間によりが書きるとが明らがである。ことは、ことが書きない。の時間によりが書きるといるといる。というであるというに、このでありによいである。ことは、成力を用いてものがであると当示したものであり、刑法二三四条の構成要件に該当することが明直である。

機関士らの取り戻しのための実力排除、一番線の「B」号発車のための実力排除をさせたことは、いずれも列車の運行業務を維持継続するための臨機の措置としていささかも不当違法のかどはないというべきである。蓋し、右実力排除と雖も、前認定のような、その実力行使の程度、態様に照らせば、本件の具体的事情の下におい ては、必要最少限度の強制力の範囲内に属するものと認むべきであるからである。 しかるに、原判決が、これらを目して、B1当局側は、C機関士が機留線の「B」 号発機に乗車してから、客車に連結されて一番線を発車するまでの間、同機関士に対する説得を実力を用いて先制的に妨害阻止した不当があるとか、また、「B」号 着機のC10機関士らを実力行使により奪還したり、「B5」号着機西側面でのC9機関士に対する激励を実力行使により排除したのは、積極的に実力を用いて同盟 罷業の効果の減殺を計つたものであると非難したのは、失当であるといわねばならない。前認定のような状況の下で「B」号着機のC10機関士らが被告人Aの説得 に従い、右着機から降りたことや、「B5」号着機のC9機関士および五四六列車のC11機関士が、被告人A1の説得を受け入れ、下車こそしなかつたが、できる 限り指令の趣旨に従って行動したことは、当裁判所の右判断を何ら左右するに足るものではない。また、なるほど原審第一四回公判調書中の証人Cの供述記載によれ ば、同証人は、自分自身動労組合員としての立場上、組合側から説得の機会があれ ば、その説得に耳をかたむける気持はあつたと供述しているけれども、しかし右供 述部分に続いて、自分は、B4機関区所属の指導機関士であるが、本件当日動労の ストが鳥栖駅で行われるので、列車の運行を最少限度確保するための代替要員として、業務命令でB4から出張してきたものであり、組合の指揮に従うことは必要であるが、しかしB1職員として業務命令が優先するのでこれに従つた、自分の前の列車(B5号のこと)が何事もなく発車したので自分の場合もそうあつてほしいと思っていた旨供述しているし、原審第一二回公判調書中の同証人の供述記載によって記した。 て認められる同証人の客観的行動、すなわち、同証人が機留線の「B」号発機に乗 車してから、当局の指示に従って発機の窓をしめたままでなるべく外を見ないよう にしていたこと、準備点検を了した後、前認定のように発機進路前方のピケ隊員が 実力排除されるや直ちに機留線から引上げていること、「B」号着機が客車から離 されて機関区に入区するや、係員の合図に従つて一番線の客車に連結し、発車合図に従って警笛を二、三回鳴らし、一旦発車させたが数十米進行して一たん停車した 後再び発車した事実等に照らしてみても、C機関士が被告人Aら動労組合員の説得 に応ずることは充分期待されたはずであるとした原判決の判断は、誤りであるとい わざるを得ない。

ちなみに、被告人Aらが、「B」号発機の機留線において、当局側に要求した、発機の乗務員が正規の乗務員であるか否かということや、出区点検をしたか否か(この出区点検は、当時の状況では機関士がするのは困難なためB4機関区の助役がしている原審第一四回公判調書中の証人C6の供述記載参照)ということは、当局側で確認すべき事項であつて、警察官を労働争議に介入させるな、との要求と共に組合側の説得行為の埒外の事柄であることを付言する。

これを要するに、原判決が、被告人ら動労組合員が、本件ピケ行為に出ることは、同盟罷業の実効性を消極的、受動的に防衛するためやむを得ないものであつた と判断したのは、失当といわざるを得ない。

さらに、原判決は、被告人A、同A 1らの本性ピケ行為の違法性阻却の事由として、原判決は、対「B」号の発車をせいぜい一〇分位阻止したに過ぎないと、組合員らは鉄道公安職員らの実力排除に対し消極的抵抗をしたに止まり、殴と突くなどの積極的反撃に出でた証拠はないこと、運転器の損壊など同列車の手続を妨害したり、信号機の操作を不能にしたりは、同列車の発進を最終的決定的に不能にする行為に出た証拠のないことを指摘とているけれども、本件ピケ行為が、既にいわゆる平和的説得のための相当性のを超えており違法であること前段説明のとおりである以上、右の諸事情は、何ら本件ピケ行為の違法性を阻力すべき事情に当たるとはいるない。

なお、原判決は、同様違法性阻却の事由として、本件職場集会に基因すると思われる実害の程度は、さほど大きなものとはいえないともいうが、「B」号は、約三二分増延し定刻より約六二分遅れて発車していることは、前認定のとおりであり、また、原判決のいうとおり、「B」号に続いて定刻午后八時発の急行「B6」号が約六四、五分増延し、四四列車(小荷物列車)が約一一〇分、貨物列車が最高一九〇分それぞれ遅れたほか、貨物列車一台が運休したのであり、さらに「B」号は京

都までの長距離列車であり、その接続列車等に与えた影響等をも併せ考れば、本件 職場集会に付随して行われた本件ピケ行為による影響、実害は、かなりのものがあ つたと認められ、原判決の右判断は誤りというの外はない。

以上の次第で、原判決が、被告人A、同A1両名が動労組合員数百名とともに 「B」号進路前方の車両接触限界内に立ちふさがつて同列車の発進を妨害した行為 は、威力を用いてB1の列車運行業務を妨害したものであつて、刑法二三四条の構 成要件に該当することは明らかであるとしながらも、憲法の争議権保障の趣旨に照らして労働組合活動に当然に包含されるものと解すべきであつて、刑法二三四条の威力業務妨害罪の刑事罰を以つて臨むべき違法性を欠くとして、右被告人両名に対し無罪を言い渡したのは、本件ピケの違法性に関する諸事情を誤認し、ひいて、刑法三二四条、党員組合法、各三百一四法三二四条の紹和第四方によるの人 法二三四条、労働組合法一条二項、刑法三五条の解釈適用を誤つたものというの外 これらが原判決に影響を及ぼすことが明らかであるから、その余の論旨に ついて判断するまでもなく、右被告人両名に関する部分は破棄を免れない。論旨 は、理由がある。

よつて、刑訴法三九七条一項、三八〇条、三八二条に則り、原判決中被告人A、 同A1に関する部分を破棄すべきである。

第二節 被告人A3に対する公務執行妨害、傷害被告事件関係

所論は、要するに、原判決は、被告人A3(以下、本節では単に被告人と略 す。)に対する本件公務執行妨害、傷害の公訴事実につき、信用性の高い検察側証 人C12、同C13、同C14の原審各証言を排斥し、信用性の薄い弁護人側証人 C15、同C16、同C17の原審証言および被告人の原審供述を措信できるもの とし、結局本件公訴事実を肯認するに足る証拠がなく犯罪の証明がないとして、被 告人に対し無罪の言渡をした。しかしながら、右は、証拠の取捨選択、証拠の価値 判断を誤り事実を誤認したものであつて、それが判決に影響を及ぼすことが明らか であるから、原判決は破棄を免れないというに帰する。

よつて、按ずるに、 本件は、前記第一節で触れたように、第一節(6)記載の、「B5」号の着機と 発機のつけ替えのため着機を客車から切り離しの作業中に発生したものである。従って、「B5」号が鳥栖駅第一ホームの上り一番線に到着してから、同駅を発車す るまでの経過、すなわち、鉄道公安職員がピケ隊員を実力排除した経過、熊様は、 第一節(6)において認定したとおりであるから、ここにこれを引用する。 そして、右の如き鉄道公安職員による実力排除が、公務執行妨害罪の容体たる公

務にあたることも、既に第一節において説示したとおりである。また被告人が、B 1B7機関区所属の機関助士で、動労鹿児島地方本部B7支部組合員であること は、争のないところである。

そこで、以下、原判決が指摘した各証拠について検討する。 まず、被害者である原審証人 C 1 2 は(原審第六回、第七回公判期日)、 七時二八分ころ上司の命令で実力排除に入つた。そして、私は、公安職員の先頭におって、最初B5号の機関車に接触している人をその横側から入って次から次に機 関車の側から外し、それから線路左側のピケ隊員を軌条から約一米、列車が安全に 通れる位にまで手て押し退げなから、上り一番線の出発信号機付近まで行つた。 の排除は、機関車の付近では、ある程度抵抗があつたが、最後の出発信号機付近で は、自発的に出ていく人もいて、スムーズにいつたと思う。私たちは逆ピケの形で警戒に当たり、私は、出発信号機付近にいた。すると、線路右側の出発信号機ボツクスの付近で、組合員が二、三〇人程度いて、前列の一〇人程度がスクラムを組んで線路の枕木付近に這入りてくるのを現認したので、その線路右側は、ピケ隊に なく、公安職員も手薄な場所だつたので、私は、すぐそこに行つて、枕木付近にまできていた前列のスクラムの組合員を押し返した。前列は、スクラム組んで手を出 さず、背後の人が押すため体が出てくるので、私達四、五名の公安職員が押したり、押し返されたりした。ピケ隊はたんだん退つて、私が五回目か六回目に押した時に、左頬の耳前付近を叩かれた。こぶしでたたかれたと思う。私は、押す時は俯きかげんであつたので、叩いた人を見ていないから、誰が叩いたかは判らないが、 その人は二列目にいたと思う。私の右側にいたC14公安職員が「この手が叩い」 た」といつてその手をつかまえた。私は、叩かれた瞬間、ひるんで一瞬顔を下げた が、顔を上げると、C14がその手を両手でつかまえていた。その手は、右手であ り、一列目のスクラムを組んでいる人の肩の上から肘から先の方が出ていた。組合 員も、つかまえられた人を私の方に出さないように抵抗するので、これともみ合つ たが、他の公安職員もやつてきて加勢してくれたので、スクラムが崩れ、私、С1

4、C13の三人で、腕を握つてその人を引張り私の左側に引張り出した。そして 逮捕したのが、被告人である。

被告人を警察に引渡した後で、鳥栖駅の鉄道公安室に帰つてから、頭が痛いとい つてC14君に見て貰うと血が出ているというので、私も鏡を見ると、左の頬の耳の前に血が出ていた。その血の出ている所に、公安帽のアゴひもの留金がきていた ので、それで怪我をしたものと思う。駅長室で救護班に一応の手当を受けてから、 鳥栖のB1病院で手当を受けた。そしてその日B4に帰つてから、B4のB1病院 で手当を受けた。傷は四、五日で治つたと思うが、打撲で顎の関節が痛むので、約二四、五日位通院して手当を受けた。」旨供述している。

尤も、C12証人は、原審第六回公判廷で、検察官の主尋問に対し、次の如く供 述している。

その男は、C14さんの前におつたんですか。

前には、ピケを組んだ人がおつて、そのうしろにおつたわけです。

二列目に。

はい。

C14さんの前のほうか、あなたの前のほうか、どちら側か。

私のちよつと左側です。

(記録二

冊、四七〇丁)

右によると、C12を殴つた男は、殴つた瞬間C12の左側にいた旨を供述して いることになる。

しかしながら、C12証人は、右の点について、原審第七回公判廷において、弁護人の反対尋問に対し、次のように供述している。 そのあなたをなぐつたという、その手の主か、あなたから見ると、左前におつた

というんですか。

そういいましたね。

はい。ということは、手を引張つた状態から、左前におつたような状態になつて おつたんです。

それまでは、わからなかつたわけだな、結局。

はい。

右は、検察官の主尋問に対する前記供述をそのまま肯定していないことが明らか で、むしろそれを否定している趣旨とも解されるのである。してみると、C12証 人の検察官の主尋問に対する、前記「ちよつと左側」の供述が、果たしてC12証 人の真意に出でたものであるか甚だ疑問である。いわんや、後に述べるように、C 12の右隣りにいたC14鉄道公安職員は、C12かA3(被告人)はC12の左 側にいたと証言しているなら、それは勘違いで、右側にいたと証言(記録二冊七五一丁)しているのであるから尚更然りである。果たせるかな、C12証人は、当審第二回公判廷において、右の点に関し、「原審供述当時、私は、手首だけにとらわれていたので、手首は、私の左側、その手首の肩口は、私の右側にあつたのに、勘違いをして、原審のような供述をした。私の失言である。勘違いには、今、気が可以なると思います。 いた。しかし、私を殴つた男は、私の右側にいたのが事実である。私は、 回となく、斗争に行つたけれども、このように叩かれ侮辱を受けたことは一度もない。こんな特別の事件については、何時までも記憶している。この裁判がどうなつ ても、何年たつても、この記憶は消えない。本日の証言が本当である。」旨供述しているのである。してみれば、原審第六回公判廷における前記供述は、C12証人の真意に出でたものでないことが明らかであるといわねばならない。それ故、かか る供述によつてC12と被告人の相互の位置関係を認定することは誤りである。

次に、C12証人は、原審第七回公判廷における弁護人の反対尋問に対し原判決 が要約して判示しているように、「C14は、C12の左肩越しに馬乗りになつた ようにして両手でその手首の上付近を黄色いアノラックの上からつかんでいた」旨 供述している。しかし、右の「C12の左肩越しに」の点に関する供述は、次のと おりである。

その手をC14さんが、にぎつておつたというんですね。 はい。

C14さんは、どつちの手で、にぎつておつたんですか。

私に馬乗りになつたような格好で。どつちの手が先か判りませんけれども。 あなたの右側におつて、いつの間に馬乗りになつたんですか。

それは判りません。瞬間的だから判りません。

瞬間的といつても、曲芸みたいな話ですが。わつしよい、わつしよい、押してい るときに、あつという間に馬乗りになったと。

馬乗りといつても、完全な馬乗りじやないんですよ。馬乗りになつたような形 で。

あなたが顔をあげたときは、C14さんの手はどうなつておつたですか。 手首の上の付近を、アノラツクの上から、つかんでおつたのです。

両手てつかんで。

私が見たときには、つかんでおつたんです。 結局、馬乗りになるというが、もうちよつと、詳しく言つてもらえんですかね。 要するに、あなたは、よつぽど、体をさげておつたわけですな。馬乗りになるため には、真直ぐ立つておつたんでは、できんですもんね。

C14君の方が身長が高いわけなんです。完全に馬乗りになつた状態じやないん ですよ。私が見たときは、私の上からつかまえておつたわけです。

△ すると、両手でつかんだとき、あなたの首は、両手にはいつた格好ですか。 私の頭の上からきておつたです。 そうすると、あなたは、よつぱど頭を下げておつたわけですね。

うたれた瞬間頭が下がつたわけです。

頭を上げたら、C14さんの腕は、どこにあつたですか。

私が見たときは、C14君が両手でつかんでおつたですからね。 腕が、どこにあつたですか。 肩越しに腕が。

左肩越しにですな。 0

はい。

○ そうすると、両腕とも、あなたの左側にきておつたんですか。

はい。私が見たときは。

そうすると、C14さんが、あなたとC13さんの間に、結局はいり込んだよう な格好になつたんですね。

その点は、はつきり判らんです。

あなたの左側には、C13さんがおつたんでしよう。

はい。

だから、結局、そういう格好になりはせんですか。

右側におつたのが、いつの間にか、左側に来たと、こういうことですか。 からだ全体は、左側に来てなかつたんです。 (中略)

そうすると、やつぱり、C14さんがC13さんとあなたの間に、はいりこんで 来たんじやないですか。

腕をにぎつて引張るときはですね。

その腕をつかんだ瞬間は、からだは、私とC13との間には、はいつてきてなか つたです。(記録二冊、五七二丁ないし五七五丁)

右に引用した通り、前記△印と○印を付した質問は、明らかに誤導質問である。 しかも、C14公安職員がC12の右隣りに接するようにしていたというのに、C 12の「左肩越しに」両手で相手の手首の上付近をつかまえ、C14の「両腕がC12の左側にきていた」というのは、極めて不自然である。もし、それが本当ならば、C14はC12の左に、すなわち、C12とC13の間に這入つた格好になる のが自然である。弁護人も、右の不自然な点に気付いて、前記の様に、その点を執 拗に追及した。しかるに、C12は、極力これを否定しているのである。してみれ ば、右の「左肩越しに」とか「両手の腕が、C12の左側にきていた」との供述 果たしてC12証人の真意に出でたものであるか否か極めて疑問であるといわ も、 ねばならない。前記引用で明らかなように、C12証人は、弁護人の前記〇印の誤導質問がなされる以前においては、顔を殴られて、一寸ひるんで顔を下げたが、顔を上げた時、C12より背の高いC14か、C12の右隣りからC12の肩および 頭越しに両腕を伸ばして相手の手首の上の付近をアノラツクの上からつかんでいた と供述しており、そして、その時、C14の身体は、C12とその左隣りにいたC 13公安職員との間に這入つてきていなかつたというのであるから、C12証人 は、弁護人の「左肩越しですな」との誤導質問を受け、これを「右肩越しですな」 との質問と錯覚して「はい」と供述したのではないかとの疑問が極めて強いといわ なければならない。このことは、C14鉄道公安職員が、原審第八回公判廷におい て「C12は、私の左側にいた(記録二冊、六四五丁)。私が上を向いた形になつた際、(相手が)「こん畜生」といつて、C12(の左顔面)を叩いたので、そのとき、すぐその右腕をつかまえた(記録六四九丁)。間髪を入れずにつかまえた(記録六五二丁裏)。一列目は、腕を組んでおり、二列目の人で手を出した人は、私の見た限りでは他にない。その右腕は、私の左前にいた人の右肩越しである(記録六五二丁)。」旨供述し、C12の「左肩越しに」腕を伸ばして相手の腕を掴える状況など、少しも供述していない事実によつて、十分裏付けられていると考える。それ故、C12証人の、前掲「左肩越し」という供述は、同人の真意を表現したものではないと認めるのが相当である。従つて、かかる供述を文字通りに受取りこれが真実であることを前提として後記C14証言の信用性を弾劾することは誤りである。

さらに、 C12証人は、原審第七回公判廷において、弁護人の、前列の一○名程 度がスクラムを組んでいる、「その何人分を押したのか、一人が一人を押したの か」との質問に対し「表現がしにくい」と答えながらも、結局、「スクラムを組んでいるから、組んでいる一人を押した。」「四、五回押したり、押されて、殴られるまで、場所は変つていないから、同じ人間を押していると思う。」(記録五五六 丁表、裏)。と供述し、更に「私が殴られた時、私が押している組合員との身体の 距離は、私の帽子(公安帽のこと)のヒサシが、相手の喉よりも上に着くか、着か ないか位であつた。」(記録五八八丁表、裏)と供述しているので、同証人は、ス クラムの一人のみをその真正面から押していた趣旨を供述したものとも受け取れな いこともない。しかし、この点は、同証人自ら「表現しにくい」と供述しているところであるし、また、常識的に考えても、一〇名ないし一二、三名の組合員が横にスクラムを組んでいるのを、五、六名の鉄道公安職員が押し返したというのであるから、一人の公安職員が組合員一人を押した位で間に合う筈がないので、一人の公 安職員は、少くとも二人又は二人以上の組合員を押したというのが、通常の事態であろう。この点に関し、C 1 2 証人は、当審第二回公判廷において、「自分は、両手を拡げて、右手で一人、左手で一人の二人の組合員を押した。肩から腹部付近を押した。一人を押したこともあれば、二人を押したこともある。一審で、一人を押したように供述したのは、言葉が不足であつた。本日は、私が現場に駆けつけてから叩かれるまでの、一連の動作について述べたもので、その間においては、二人を押したことも、一人を押したことも、一人を押したことも、「 押したことも、一人を押したこともある。しかし、叩かれた瞬間には、一人を押していたと思う。」旨供述している。これが真相であると認められる。そして、この ことは、C14鉄道公安職員の原審証言「私は、前の組合員と組合員との中間でー 人で二人を押していた。(記録二冊、六四六丁)手をかけたのは、右端の一人目と 二人目の二人である。私の左隣りにいたC12も、その二人目と三人目を押していたと思う。C12は、二人の人間を押す位置にいたが、身体は、二人目に寄つていた。(記録、七四七丁。七六六丁裏ないし七六七丁裏)C12は、真前の人を押していたのではない。A3(被告人のこと)は、C12の右寄りの組合員の背後にいた。(記録と四七丁)と写の供述、なりなる。 た。(記録七四七丁)」旨の供述、およびC13鉄道公安職員の原審証言「私は、 「1」の組合員に胸で当りながら、両手を拡げて、「1」の両脇にいる「2」と 「3」の二人を片手で押していた。私の右横にいたC12が、どのピケ組合員を押 していたかは、見ていないので判らないが、一人で一人を押しても間に合わないの で、私の感じ、想像では、私と同じ様に「4」に直面して、その両脇の「3」と「5」に、ある程度手を拡げて押していたと思う。(記録、八二五丁表ないし八二六丁裏)」旨の供述によつて、十分裏付けられているのである。

これを要するに、C12証人の原審証言については、右の不自然な点、不備の点を十分解明すべきであり、これを怠つたがために、原判決は、本件事案の真相を見誤つたといつても過言ではない。

次に、C12鉄道公安職員の右隣りにいた鉄道公安職員C14の原審証言(原審 第八、第九回公判)を、本件に必要な範囲で(この点は、次のC13証言について も同様である。)要約すると、次のとおり。

も同様である。)要約すると、次のとおり。 退去の勧告が止んで、全員前に進んで排除せよとの命があつたので、私たちの分 隊も、分隊長の命により一緒に行動をおこして前に進んだ。私たちは、公安職員の 一番最後の隊列で四列である。私たちの前の隊列が、「B5」号の機関車の側面の 排除をしているので、私たちはその排除をしていない。機関車の前、ホームのはず れ付近から、公安職員が組合員を排除して線路の枕木外方に、両側に一列に逆ピけ のような形で並んでいて、私たちはその間に這入る隙間がなかつたので、その逆ピ ケの間を線路内を通つて、前方を見ながら前に進んで行つた。すると、逆ピケを張 られている組合員の背後にいた組合員が、公安職員のいない博多寄りに少しずつ移動して行つたので、私は、先の方に線路上を歩いて行つた。従つて右の移動したピケ隊員を追いかけたのではない。すると、前方線路右側(博多に向つて)の信号ボツクスから二、三米博多寄りに、二、三〇人位の組合員がおり、その中の一〇名位の組合員が、軌条の外の枕木の上に立つて、軌条内側を向いて(列車の進行を)妨害するような形をとり、付近にいた五、六名の鉄道公安職員が、これを排除しようとして押していたので、私もそれに加つた。私は、鳥栖寄りの一番端にいたC12の右側(鳥栖寄り)に加わつた。私が加わつた時には、C12らは組合員をバラスの所まで押していた。

(記録、七二九丁)私も加わつてバラスの下まで押した。(記録七二六丁)そし て私たちは、そのバラスの下で、そこからはなだらかな一尺位の土盛り〔その状況は、司法警察員作成の実況見分調書添付写真7(記録、五冊一九二〇丁裏)で明ら かである。バラスの下は、少し窪んで低くなつている。〕となつており、スクラム の動員者の足はその土盛りにかかつていたので、その勾配を押し上げるというよりも線路に出てくるのを防いでいた。その時は、スクラムの背後にいた動員者が、前の一列目に加わりこれを押すような形となり、私たちを非難し、やじり倒した。私は、前の組合員と組合員との中間で、一人で二人の胸を押していた。手をかけたのは、右端の一人日に上上日の二人で本人の海を押していた。手をかけたのは、右端の一人日に上上日の二人で本人の海を押していた。手をかけたのは、右端の一人日に上上日の二人である。 は、右端の一人目と二人目の二人である。私の左隣りにいたC12もその二人目と その次の三人目を押していたと思う。しかし、身体は二人目に寄つていた。C12 その次の三人目を押していたと思っ。しかし、身体は二人目に寄つていた。C12は、真前の人を押していたのではない。二人の人を押すような位置にいた。A3は、C12の右寄りの組合員、すなわち、私の左肩の前位になる組合員(二人目の組合員のこと)の背後にいた。それで私は、A3を直接見ることがてきた。C12が、A3はC12の左側にいたと証言しているとすれば、それはC12の勘違いである。その二列目にいたA3が、我々に、「帰れ」とか我々を罵倒するようなである。その二列目にいたA3が、我々に、「帰れ」とか我々を罵倒するようなであると、A3が、右のこぶしで、大声で「こん畜生」とか、そんないい方でいて、二人目の組合員の右肩越しに、私のすぐ左傍に接していたC12の左顔面をいた。その時、A3は、前列の組合員と身体が接着していた。そこは、なだらかた。その時、A3は、前列の組合員と身体が接着していた。そこは、なだらかた。その時、A3は、前列の組合員と身体が接着していた。そこは、なだらかた。 いた。その時、A3は、前列の組合員と身体が接着していた。そこは、なだらかな 勾配で上つているので、A3の方が前列の者より高くなり、私は、上を向いていた ので、A3がC12を叩くのを見た。それで私は、間髪を入れずに、その黄色いヤ ツケの右手をつかんで、「前に出てこい」といつた。そしてC12に「これをつか んだ」というと、C12もその手をつかみ、C12の左横にいたC13も、それを つかんで前に出そうと引張つたが、付近の組合員がそれを阻むようにスクラムの腕 を離さないので、私達の周囲の公安職員も、手伝つたようであり、結局、上りの出 発信号機のところまで、A3を三人で引張り出して、逮捕した。その時、鉄道管理 局の腕章の人に、時間は一九時三〇分と聞いた。一列目の組合員はスクラムを組んでいるので手を出しておらず、また二列目の人も他に手を出した人は、私の見た限りではない。私たちが実力行使に入つてから、公安職員と組合員が混じり合い、ぱ らぱらと散つて両者の区別がつかないような状態は生じていない。(記録七四二丁 裏)また、公安職員は、動労の奴等をつかまえろとかやつつけろなど云つていな い。(同、七五二丁)私たちは、組合員を突きまくつたり(同、七五一丁)、逮捕するつもりで突込んだり(同、七五二丁裏)などはしていない。 というのである。

右証言は、具体的かつ極めて自然である。同証人は、当審第三回公判廷で、右とほぼ同趣旨を更により具体的に明確に証言している。

C14証人の原審証言を更に要約すれば、C12が殴打された時、C14は、前面のスクラムの一番右端から一人目と二人目の中間に位置して、その二人を手で押し、被告人は、C14の左側の二人目の組合員の背後に接着しており、C12はC14の左側にいて、二人目と三人目の二人を押す位置、すなわち、その中間に位置していたが、身体は二人目に寄つており、そして、被告人が二人目と三人目の間から二人目の右肩越しに右手拳でC12の左顔面を殴打したので、これを目撃したC14が瞬間的にその手首付近を掴え、C12とその左側にいたC13公安職員も同様その腕を掴え、他の公安職員の応援を得て妨害するスクラムを崩し、三人で前方に被告人を引張り出し、これを逮捕した、というのである。

なお、原判決は、C14証言を要約し、その最後で「C12は三人目の組合員を押していた。」旨、判示しており、右判示は、C12は三人目の組合員の真正面に位置して、その組合員一人を押していたようにも読める(現に原判決は、「C12は、前記のとおり自分の直前の組合員の胸を押し」と判示している。)のである

が、右判示がその趣旨であるとすれば、誤りであることは、前述したところで明らかであろう。

次に、C12鉄道公安職員の左隣りにいた鉄道公安職員C13の証言(原審第九回、第一〇回公判)を要約すると、次のとおり。

というのである。 右C13証言を更に要約すれば、C13とその右隣りのC12とはその間に人間が這入れない位に接近した状態で前列のスクラムの組合員を押している際に、C13が両手を拡げ、右手で押している組合員とその右隣り(C13から見て)の組合員の間から、その肩越しに背後から、黄色い腕の手拳が突然出て、「ポカツ」という音がすると同時に、C12の右隣りにいたC14が「この手が殴つた」との趣旨のことを云つて、その腕を掴え、それをC13、C14、C12の三人が離さない、前方に引張り出し、被告人を逮捕したというのである。 以上記の下まれ、C12証言中の前記不自然、不備はおりるのとおり、C12証言中の前記不自然、不備はおり、C12証言中の前記不自然、不信はおり、C12証書中の前記不自然、不信はおいるのとおり、C12証言中の前記不自然、不信はおいるのとおり、C12証言中の前記不自然、不信はおいるのとおり、C12証言中の前記不自然、不信はおいるのとおり、C12証言中の前記不自然、不信はおいます。

以上説明のとおり、C12証言中の前記不自然、不備な部分を解明すれば、C14、C13両証書と対照してみても、この三者の証言には何らの矛盾も発見人ないし、その信用性は十分認められ、そして、この三証言を綜合すれば、目の出たの主証言をに、すなわちC12の右前の組合員(C14は、右から一人目と二人目の出て、これと接着しており、C14は、右から一人目と二人目の中間におり、C12は二人目と三人目の中間であるが身体は二人目の上間であるが身体は二人目とことを右手で押し、四人目に、五に、日を左手で押している時に、被告人が二人目の組合員の背後からそのを設定できるのでは、12の公務執行を妨害すると共にこれを傷害を与えたことが優に配向の組合員のの名を前して、の名して、右の三証人が、被告人の右手を引張り、被告人の直前ののの身体がある。これに引張り出したとしても、何ら異とするに足るものではないるである。

しかるに、原判決は、C14証言がC12、C13両証言とくい違いがあるといい、「証人C12のいうとおり「C14が左肩越しに馬乗りになつたようにして」被告人A3の手をつかんだ事実が真実だとすれば、C14がとっさに「その手」をつかむのに、C12の左肩越しに馬乗りしたような姿勢になるのは、C14の証言からみればおかしい。C14はC12の頭ごしでなくとも、最短距離を選んでその手を正確、迅速にっかむことができた筈である。」と判示している。右にいう「C14がC12の左肩越しに馬乗りになつたようにして、被告人A3の手をつかんだ事実が真実だとすれば」との前提が誤つていることは、既に説明したとおりであるから、原判決の右判示は失当である。

次に、原判決は、「C14の証言によると、被告人A3がC14の左側前に接し ていた組合員の右肩越しにC12の左顔面を殴つたことになる。ところが、この時 C12は前記のとおり、自分の直前の組合員の胸を両手で押し、しかも、うつ向き かげんに接近していたものとすれば、被告人A3の位置から最も距離が遠い位置に おり、うつむいた姿勢にあるC12の左顔面を突くことは、物理的に不可能ではな いにしても相当技術的に困難なものと考えられる。」「C12とC13との間から 手が出たとすれば、C12よりやや背の高いC14でさえ、その位置から、これらの状況は、はつきり見えなかつたものと認められる。」と判示しているが、右の 「C12が被告人より最も距離が遠い位置にいた」とか、「C12よりやや背の高 いC14でも、その位置からは、C12とC13との間から出た手の状況は見えなかつた」という点は、原判決は、一体、被告人とC14、C12の相互の位置関係 を如何に認定したのか、全く理解できないのである。その相互の位置関係が当裁判 所の前認定のとおりであつてみれば、被告人が、二人目の組合員に身体を寄せてつむいた姿勢にあるC12の左顔面を右手拳で突くことは、物理的に可能であり なんら技術的に困難なことではない。また、右の三証人のいた位置が、前述のよう に、バラスの下で少し窪んで低くなつており、被告人のいた位置が、前列のスクラ ムの組合員より少し小高い場所であり、しかも被告人の原審第三三回公判廷供述に よれば、被告人の身長は一七五糎で付近の組合員の中で一番背が高かつたというの であるから、C14において、被告人がC12の左顔面を、自己直前の組合員の右 同越しに手掌で殴打したのを目撃したとしても何ら不自然ではないといわねばならない。原判決の右判示は、C12証言中の、同証人の真意に出でたものではないところの、前記「被告人は、私の左側にいた」旨の供述や「C14がC12の左肩越しに馬乗りになったようにして両手で相手の手をつかんでいた」旨の供述ないした。 は、C12がその直前の組合員の一人のみを押していたかの如く誤解される供述を 重視して、C12と被告人の相互の位置関係を認定している疑がある。しかし、そ れが誤りであることは、既に述べたとおりである。

なお、原判決の右判示中「C 1 2 は、自分の直前の組合員を押していた。」との点か、誤りであることは、既に述べたとおりである。 更に、原判決は、「C 1 4 が目撃したという A 3 の腕の長さ、方向、速度、力の

更に、原判決は、「C14が目撃したというA3の腕の長さ、方向、速度、力の軽重、動静、ひいて手の主の姿勢、態度、背後の状況などについて、C14の証言では明らかでない。」といつて、C14証言の信用性を疑問視しているのであるが、前認定のような押し合いの最中に瞬間的に発生した本件において、C14証人に対し、右判示の如き詳細の点についてまで、その記憶の正確性を要求することは、無理であつて酷であるといわねばならない。原判決の偏倚的態度が如実に示されているというべきである。

れているというべきである。 更に、原判決は、「C14は、被告人A3と言葉でやり合いをしていて、な12は時、A3が「こんちくしよう」と大声でいった旨証言したけれども、証人のからに怒号し、鉄道公安職員も「何をいうか。さがれ」といった制する員のではいるが、マスクをはめていた組合員のきないで、しかもし、対しまさいでで、しかし、被告人が公安でははあり、であれば格別、といってもはいるが、であれば格別、被告人が公安職員にからしたというのであれば格別、被告人が公安職員になりにでは12とのでは、ことが、にないたというのであれば格別、といっだのを、仮りにて14が、より、そして殴打の一瞬「こんちく」と叫んだのを、仮りにて12とが、はこともらしたというであるというである。原判決の右判示も誤りである。原判決の右判示も誤りである。原判決の右対にないる。

さらに、また、原判決が、「本件は、労使双方の実力行使のほんの一瞬時、騒然たるやじ、怒号、熱狂と興奮のるつぼと化した当時の混乱状態の中での出来事であ

る。」と判示しているけれども、前掲C14ら三証人の証言によつても、そのような熱狂と興奮のるつぼと化した混乱状態にあつたとは認め難く、この点は、弁護側 の証人C15、同C16、同C17らの原審証言によつても、そのような混乱状態 にあつたものとは認め難い。

また、原判決は、 「仮りに、被告人A3の手が、C12の顔面に触れたとして も、その傷害は軽微であり、かねて動労の役職員でもなく、現場の指揮者または責 任者でもない一組合員にすぎない被告人A3が、対面していたC12公安職員をな ぐる特別の事情の認められない本件では、同被告人が暴行の意思をもつて殴打し その公務を妨害したものとは、到底認められない。」と述べているが、C12の傷害の程度は、左耳前部瀰漫性に腫脹、小裂傷、関節運動痛を軽度に認め全治五日間 を要する傷害(医師C18の原審証言、記録五冊、二三一六丁裏)というのであり、本件殴打によりC12は、左頬の関節が痛み、B4B1病院に二四、五日位通 院した(前記C12証言)というのであるから、原判決のいうように軽微の傷害と いえるか疑問であるばかりでなく、傷害の程度が軽微であるからといつて暴行の犯 意を否定する理由とはなし難いのである。また、被告人の組合における地位、身分や現場におけるピケ隊中の地位の「如何によつて、これを暴行ないし公務執行妨害 の犯意の有無と結び付けるのも合理的ではない。却つて、前記C14証言によつて 認められるように、被告人が前列のスクラムの組合員の背後から、C12ら公安職 員に対し激しく野次を飛ばし、口汚く罵倒しており(この点は、当審証人C19も同旨を証言している。)、「こん蓋生」と叫んでC12の左顔面を殴打した状況か らみれば、被告人の本件暴行、公務執行妨害の犯意は、十分これを認定できるところである。原判決の右判示も誤りである。 これを要するに、原判決が、「C14証言は、重要な事実についてあいまい、矛

盾する点が多く、その証言をそのまま採用することには疑問がある。」としたの は、誤りであつて、失当というの外はない。

そこで、進んで、原判決が信用性があるとした被告人の原審供述、弁護側証人C 15、同C16、同C17の各証言について順次検討を加える。

まず、被告人の供述(原審第三三回公判)を要約すれば、「信号ボックス付近に、組合員三〇人位が、スクラムを組む状態ではなく、バラバラに逃げて集つてきた。私も逃げてきてその中に入つた。鉄道公安職員が前から押してくるので、前の 組合員が押されて自分に突き当つてきた。私の何処に突き当つたかは判らないが、 私は倒れそうになつた。それで、自分は倒されまいとして思わず右手で右横にいた 組合員の背中か肩をつかんだ。その時鉄道公安職員が、私の右腕だつたと思うが、つかんで引張り出そうとした。それで、右の組合員をつかまえて、引張り出されま つかんで引張り出そっとした。それで、石の組合員をつかまえて、別塚ッ田でれまいとして頑張つたけれども、その人がふりほどいて逃げた。私の前の組合員も逃げた。その時に、三、四名の公安職員が襲いかかるように、どうつと私をつかまえ、私を線路側の方に引きずつていつた。」というのである。この供述は、被告人側の冒頭陳述における主張(記録五冊、二〇七二丁)と異なつていることに留意する必要がある。すなわち、右主張においては、只被告人は)行動隊員らのすぐ後に位置するようになり、押されてきた行動隊員がどう動いたのか、その身体にぶつかつであるようになり、押されてきた行動隊員がどう動いたのか、その身体にぶつかる場合したの方向になった。そのとき、いきなり線路の方を引張ったの方向にからい安職員の一人か、セッケの方面口を掴んで線路の方へ引張ったの 告人の左側から公安職員の一人か、ヤツケの左肩口を掴んで線路の方へ引張つたので、被告人は身体を廻されながら、右手で手近な行動隊員の肩をつかんで引き出されないように頑張つた。その行動隊員も少なくとも一人の公安職員から腕か肩口を掴まれているような状態だつたが、すぐ振りほどいて逃げた。それと、同時に五、 六人の公安職員か一斉に向つてきて……一番線の線路の方へ引ずり出した。」とい 「公安職員が被告人のヤツケの左肩口を掴んで線路の方に引張つた。」という 点が、前記被告人供述中の「思わず、右手で右横の組合員の背中か肩を掴んだ、そ の右腕を公安職員がつかんで引張り出そうとした」旨の供述部分と全く異なつてい るのである。そして、右被告人供述によつても、被告人の前にいた組合員は、被告人とどのような位置関係にあつたのか、被告人に突当つたというが、被告人の身体の何処付近にどのように突当つたのか、また、突当つた組合員が前にいるというのに、右横の組合員の肩か背中をつかまえた被告人の右腕を、公安職員がどちら側が らどのようにしてつかまえたのか、判然としないのである。これを、前述のC14 証言やC13証言に対比すれば、その具体性において格段の差があることが明白で あろう。

次に、原判決が、被告人A3の供述と符合する証言をしたという原審証人C15 の証言(原審第三一回公判)は、次のとおり。

「……ずつと人をかき分けながら捜して前の方に行つたわけです。ちようど、その時「もう少し、後ろに退がらんか」というような声だつたと思うが、公安職員が 三人位で突いてきた。それは、線路より一米半位離れていたと思う。(記録、六冊 二八三九丁)私自身後ろに退つた。そうして後からA3と判つたが、その人の右後側になつた。そういう状態の中で、その人も後ろに退つてきた。そして、私が背が 順になった。そういう状態の中で、その人も後ろに退つてきた。そして、私が背が低いから、瞬間的に私の肩を右手で掴んだと思うんです。そういう状態の中で、突いてきた公安職員が、「こやつがやつた、掴まえろ」ということで、A3の左の方からずるずる出るようになつた。(記録二八四〇丁、二八四一丁)私は逃げ出してから、「誰れか、ぱくられたぞ」と大声で叫んだけれども、誰も判らなかつた。とにかく、責任者に知らせねばと思つたが、全然見当がつかなかつた。そしたら集合という声がかかつたので、第二ホームの方に行つた。
(記録二八四三丁)A3が連れて行かれる前、A3がどんなことをしたか、そればいて記録二八四三丁)」といるのである

は判らない。(記録二八四五丁)」というのである。

右C15証言は、被告人供述と一部符合するかのような供述ではあるが、これを 仔細に検討すると、C15証人自身、被告人が逮捕される前一体何をしたのか、果 たして公安職員を殴つたのか否かを全く現認していないし、しかもС15自身が、 公安職員三人から直接突かれて後退したのか、自己の前の組合負に押されて後退し たのかも判然としない。(尤も、C15証人は、当審では、後者の趣旨を証言して いる。)加うるに、同証人の「前から押されて被告人A3の右後側まで退つた後、 被告人も一たん後ろに退つてきてC15の肩(証言では左右どちらの肩か不明)を 右手で掴んだと思う。」旨の供述や「A3の左からずるずる出るようになつた。」 旨(C 1 5証人は、当審でも同趣旨を供述している。)の供述は、被告人供述の 「前の組合員が自分に突き当つたので、ころがされそうな状態になり、自分は倒れ まいとして、右手で右横にいた組合員の肩を掴んだ」とか、「右横にいた組合員の 背中か肩を右手で掴えた後、右腕と思うが、公安職員が掴んで引張り出そうとし た」旨の供述とは、明らかに異つているのである。さらにまた、С15証言によれ ば、「『誰か、ぱくられたぞ』と大声で叫んだのに、誰も判らず 、責任者も見当が つかなかつた」というのであつて、これは、後記C17の原審証言中の「私は、第 三行動隊第三班の責任者であつたが、被告人A3が公安職員に掴つた際、私は『何もしておらんではないか、でつちあげるな、離せ』などと大声をあげながら、抗議をした」旨の供述(記録六冊、二四四五丁、二四六三丁)と全く異なつているので ある。

さらに、原審証人C16の証言(原審第二八回公判)は、次のとおり。 「A3は、公安官と対峙したような形になつた時、最前列ではなかつた。 録、六冊二五二二丁)A3の前にいた組合員を公安官が突いたので、足場も悪かつ たため、突かれた組合員が後ろに倒れかかつたので、後ろの人達が支える形になった。(記録二五一三丁)A3は、前の人が倒れかかつてきたし、自分もその余勢で倒れそうになつたので、反射的に体が後ろに倒れるので、手が前に出て、前の人を支えるという状態であつたようである。反射的に手を出した瞬間に、公安官が大声 をあげて飛びかかつてきた。A3の手は前の人を支えるというよりも、自分の体が 後ろに倒れたから自然前の人の肩あたりまで伸びたように記憶している。公安官 は、A3が前に手を伸ばしたとき、A3の左腕か肩あたり(左の腕のつけ根付近) を掴えたと思う。そして、そのまま引きずり出された。私は、大分地本のC17を当時知つていたし、同じ班に属していたが、そのC17が付近にいたか、記憶にない。(記録二五一七丁) A3が捕つたのは、図面の「イ」地点、公安官が「ロ」地 点、私が現認したのは「ハ」地点で、A3までの距離は三、四米であつた。(記録 - 五〇八丁、二五〇九丁)」というのである。

右のC16証言によれば、被告人が前の組合員を支えるようにその肩あたりに手 を出した瞬間に、公安職員が大声をあげて飛びかかつたというのであるが、その手 を出したというのは、左右何れの手か、両手なのか判然とせず、しかも被告人の前に組合員がいたというのに、公安職員がどのようにして被告人に飛びかかつたのか、皆目不明であつて、具体的ではない。加えて、被告人が、前の組合員の肩あたりに手を伸ばしたという点と公安職員が、被告人の左腕か肩のあたりをつかまるで そのままA3を引きずり出した、との点は、前記被告人供述と明らかにくい違つて いる。さらに、C16証言によれば、同人は、被告人が逮捕されたのを目撃し、か つ、被告人を奪い返そうと思つて、前記「ハ」の地点から少し被告人の後を追いかけた位であるというのに(記録二五二〇丁)、当時顔見知りで、当日同じ班に属し ていた大分地方本部委員長C17が、被告人が逮捕された現場近くにいたかどうか

の記憶がなく、また、後記のように、C17証人が、被告人を逮捕した公安職員に対し「何もしていないではないか、でつちあげるな、離せ」などと大声で叫びながら、抗議をした状況を目撃していないのである。

しかし、右のC17証言によつても、被告人が倒れまいとして前の組合員を支えるため、どのようにしたのか、左右何れの手を出したのか、両手を出したのか不明であるし、被告人の前に組合員がいるというのに、公安職員がどのようにして被告人を捕えたのか、その前の組合員はどうなつたのか、全く不明であつて、具体的でない。そしてまた、前の組合員をその背後から支えるという状況は、前記被告人供述やC15証言ともくい違つている。また、公安官に対する抗議の状況もC16証言と異なつている。

以上見たように、被告人供述を初めて15、C16、C17の三証言は、具体性を欠くうえ、重要な点において、くい違つており、これを前記C12、C14、C13三証人の各証言に対比すれば、その信憑性において遥かに劣るといわねばならない。しかるに、原判決がこれを措信しなかつたのは、証拠の取捨選択並びに証拠の価値判断を誤ったものというの外はない。

では、 「は、 、公安職員がのでいたでは、 、公安職員がのでは、 、公安職員がのでは、 、公安職員がのでするでは、 、公安職員に対するでは、 、公安職員に対すがあるでは、 、公安職員に対すがある。 、会に、 、のに、 、会に、 、会に、 、のに、 、のに、のに、 、のに、 、

原判決の右判示は、弁護側証人C17、同C16、同C15、同C20、同C21らの各証言や被告人の原審供述を重視して右の如く認定したものと認められるが、しかしこれらは、いずれもその信用性に疑問があり、却つて、現場写真帳(一)(当庁昭和四五年押第五〇号の符第六号)のNo.1、No.2、No.3に示されている「B5」号着機前方線路枕木付近に多数のピケ隊員がスクラムを組んで立ち並んでいる状況やNo.5、No.6、No.7、No.8に示されている「B5」号着機の左側面に多数のピケ隊員が密着している状況とか、原審証人C12、同C14、同C13、同C22(原審第九回、第一〇回、第二回公判)、同C5(原審第六回公判)、同C6(原審第一三回公判)の各証言、司法警察員作成の実況見分調書、検察官作成の検証調書を綜合すると、次の事実が認められる。すなわち、

第一節(6)で説明した経過で、C5公安室長が退去勧告をした上、午后七時二

そして「B5」号周辺のピケ隊員を公安職員らが、右のように排除するに当り、 原判決のいうように、一団となつて不意に突込んだこともなく、またピケ隊員を突 き倒すとか、側溝の中に落ち込ませた所為に出たこともなく、ピケ隊員を追いかけ て捕える必要性も目的もなかつたことが明らかで、前記原判示の「ちりぢりばらば らになつた組合員らは、安全な場所を求めてあちこち逃げるなど右往左往し、第四 行動隊の組合員のほとんどが放心状態のため完全な団体行動がとれない状態になっ た」という状況は、全く存在しなかつた事実が認められる。原判決の右判示は、事 実を誤認したものである。

以上の次第で、原判決が信用性の高い原審証人C12、同C13、同C14の各証言を排斥し、信用性の薄い原審証人C15、同C16、同C17の原審各証言および被告人の原審供述を措信できるものとし、結局本件公訴事実を肯認する証拠がないとして被告人に無罪を言い渡したのは、証拠の取捨選択並びに証拠の価値判断を誤つた結果、事実を誤認したものであつて、それが判決に影響を及ぼすことが明らかで、検察官の所論は、理由があり、原判決中被告人に関する部分は、刑訴法三九七条一項、三八二条に従いこれを破棄すべきである。

第三節 破棄自判

以上、第一節、第二節に説明したとおり、原判決は全部破棄を免れないから、当裁判所は、刑訴法四〇〇条但書に則り左のとおり本件について自判する。 (罪となるべき事実)

第一 被告人名は、B2労働組合中央執行委員、同A1は、同組合西部地方評議会議長であるが、右被告人所名は、同組合がB1(B1との第一年の出版的では、同組合の当場には、同組合の当場には、同組合の当場には、同組合の当場には、同組合の当場には、同組合の当場には、同組合の当場には、同組合の当場には、同組合の当時では、自己の共享を明確では、自己の主要を明確では、自己の主要を明確では、自己の主要を明確では、自己の主要を明確では、自己のより、自己の主要を明確では、自己のより、自己の主要を明確では、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自己のより、自

第二 被告人A3は、B2労働組合の組合員で、B1B7機関区所属の機関助士であり、同組合が行なつた鳥栖駅を拠点とする前記時限ストライキ支援のため同駅に派遣された者であるが、昭和三八年一二月一三日午后七時二〇分頃、定刻より約一〇分遅れて上り急行列車二一〇「B5」号が前記鳥栖駅構内上り一番線に到着したので、同駅係員が「B5」号の到着機関車の取替作業中、同一番線東側信号ボツ

クス付近において、約二、三〇名の同組合員が、その前列約一〇名はスクラムを組 み右機関車の進路前方線路上右側軌条外側の枕木付近に立ちふさがつて、右到着機 関車の進行を妨害阻止しようとしたので、C12等数名の鉄道公安職員が、これを 同線路上から押し退げてその妨害排除に当つていた際、同日午后七時三〇分少し前 頃、右C12の左顔面を右手拳で一回強打して暴行を加え、以つて同人の職務の執 行を妨害するとともに、同人に対し、治療約五日間を要する左耳前部打撲傷並に裂 傷の傷害を負わしめた。

(証拠の標目) (省略)

(法令の適用)

一 被告人A、同A1に対し 各刑法六〇条、二三四条(二三三条)、同法六条、一〇条により昭和四七年法律 第六一号による改正前の罰金等臨時措置法三条一項一号(所定刑中、懲役刑を選択 する。)

被告人A3に対し

刑法九五条一項(公務執行妨害の点につき)

同法二〇四条、同法第六条、第一〇条により昭和四七年法律第六一号による改正前の罰金等臨時措置法三条一項一号、二条二項(傷害の点につき)

刑法五四条一項前段、一〇条(右両者の関係につき。重き傷害罪の刑に従い、所 定刑中、懲役刑を選択する。)

被告人三名に対し

各刑法二五条一項(執行猶予の言渡につき)

各刑訴法一八一条一項但書(原審及び当審訴訟費用の負担免除につき)

(弁護人の主張に対する判断)

弁護人は、公労法一七条一項が憲法二八条に違反するから本件時限ストひいてこ れに付随してなされた本件ピケツテイングは違法ではなく、また、鉄道公安職員は、鉄道営業法四二条にいう「鉄道係員」に該当しないし、本件被告人ら動労組合 員は、同条にいう「公衆」にも当らないし、さらに、同条は、強制にわたる実力行 使を鉄道係員に許容していないから、本件における鉄道公安職員らの実力排除は、 その職務権限に属せず、従つて公務執行妨害罪にいう「公務」に当らないと主張するけれども、そのいずれも理由のないことは、前記第一節、第二節において述べた とおりである。

よつて、主文のとおり判決する。

(裁判長判事 足立勝義 判事 松本敏男 判事 吉田修)